

不動産登記規則（案）の概要

不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）及び不動産登記令（平成 16 年政令第 379 号）の施行に伴い，並びに同法及び同令の規定に基づき，並びに同法及び同令の規定を実施するため，不動産登記法施行細則（明治 32 年司法省令第 11 号）の全部を改正する不動産登記規則を制定する。

○ 省令（案）の概要

1 総則（第 1 章関係）

用語の定義（第 1 条），登記の前後（第 2 条）及び付記登記（第 3 条）を定める。

2 登記記録等（第 2 章関係）

登記記録の編成方法等（第 4 条から第 9 条まで），地図等の作成方法等（第 10 条から第 16 条まで），登記に関する帳簿（第 17 条から第 27 条まで）及び保存期間等（第 28 条から第 33 条まで）を定める。

3 登記手続（第 3 章関係）

(1) 総則

登記手続一般に関する通則（第 34 条から第 40 条まで），電子申請の方法等（第 41 条から第 44 条まで），書面申請の方法等（第 45 条から第 55 条まで），受付，調査及び補正等（第 56 条から第 60 条まで），登記識別情報に関する手続（第 61 条から第 69 条まで），登記識別情報の提供がない場合の手続（第 70 条から第 72 条まで）並びに土地所在図等の作成方法等（第 73 条から第 88 条まで）を定める。

(2) 表示に関する登記

表示に関する登記の通則（第 89 条から第 96 条まで），土地の表示に関する登記（第 97 条から第 110 条まで）及び建物の表示に関する登記（第 111 条から第 145 条まで）を定める。

(3) 権利に関する登記

権利に関する登記の通則（第 146 条から第 156 条まで），所有権に関する登記（第 157 条及び第 158 条），用益権に関する登記（第 159 条及び第 160 条），担保権等に関する登記（第 161 条から第 174 条まで），信託に関する登記（第 175 条から第 177 条まで）及び仮登記（第 178 条から第 180 条まで）を定める。

(4) 補則

登記完了証等の通知（第 181 条から第 188 条まで），登録免許税額を納付する場合の申請情報等（第 189 条から第 191 条まで）及び登記の嘱託（第 192 条）を定める。

4 登記事項の証明等（第 4 章関係）

登記事項証明書請求方法等（第 193 条から第 205 条まで）を定める。

5 施行日

新法の施行の日から施行する（附則第 1 条）。